

社会福祉法人 座間市社会福祉協議会
虐待防止委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人 座間市社会福祉協議会 虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、社会福祉法人座間市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会事務局長とする。
- (2) 委員は、本会地域福祉課課長及び在宅支援係長、事業所管理者、事業所職員とする。
- (3) その他、委員長が必要と認める者。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、年1回以上開催する。
- (2) 虐待発生後の検証や再発防止策の検討など、必要があるときは委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- (1) 別に定める虐待防止対応規程を本会職員に周知する。
- (2) 「虐待の分類」について、本会職員に周知することと、定期的な見直しを行う。
- (3) 職員は業務上知り得た利用者本人の状況について、「高齢者虐待防止チェックリスト」(別紙1)に基づき、必要あるごとに調査を実施する。
- (4) 前号の実施した調査の結果、虐待あるいは虐待の疑いがあるときは、委員会に報告する。
- (5) 身体拘束等防止・適正化のための対策を委員会で年2回以上検討し、その結果を本会職員に周知徹底する。
- (6) 虐待防止、身体拘束等防止・適正化に係る研修計画を年1回以上計画し、実施する。
- (7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、本会職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境づくりを目指さなければならない。

(2) 委員は、日頃より障害者虐待防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法のみならず、障害者及び高齢者の権利宣言等の知識の習得に努めるものとする。

(3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは本会職員に直接改善を求め、指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

◆虐待防止委員会名簿

委員長	座間市社会福祉協議会 事務局長
委員	座間市社会福祉協議会 地域福祉課 課長
委員	座間市社会福祉協議会 地域福祉課 在宅支援係長
委員	座間市社協居宅介護支援事業所 管理者
委員	座間市社協訪問看護ステーション 管理者
委員	立野台地域包括支援センター 管理者
委員	座間市社協居宅介護支援事業所 職員
委員	座間市社協訪問看護ステーション 職員
委員	立野台地域包括支援センター 職員
委員	その他 委員長が必要と認める者

※虐待内容及び通報状況によって委員を追加することができる。

別紙1 (第4条関係)

高齢者虐待防止チェックリスト

高齢者虐待防止チェックリストは、本人・家族との面談および近隣コミュニティ等において、虐待の兆候を早期に発見し、適切な対応を取るためのものです。

以下に、高齢者虐待防止のためのチェックリストを作成しましたので、必要のあるごとに実施し、高齢者の安全と福祉を確保に努めましょう。

1. 身体的虐待	
打撲、切り傷、骨折、火傷等の不自然な外傷がある。	はい・いいえ
怪我の原因を説明できず、介護者の説明も不明瞭な点がある。	はい・いいえ
高齢者が薬物やアルコールの過剰摂取による症状を示している。	はい・いいえ
回復状態が様々な段階の傷やあざ等がある。	はい・いいえ
急におびえたり、恐ろしがったりすることがある。	はい・いいえ
「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。	はい・いいえ
主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇している様子がある。	はい・いいえ
主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない等の不明瞭な点がある。	はい・いいえ
2. 精神的虐待	
高齢者が恐怖感や不安を感じているか、明らかに怯えている様子がある。	はい・いいえ
不規則な睡眠(悪夢・眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴えることがある。	はい・いいえ
高齢者が人前で非難、侮辱、罵倒されている。	はい・いいえ
高齢者が抑うつ症状や無気力な様子を示している。	はい・いいえ
食欲の変化が激しく、摂食障害(過食・拒食)がみられている。	はい・いいえ
高齢者が突然、社会的ではなくなったり、言葉を発しなくなったりしている。	はい・いいえ
3. 経済的虐待	
高齢者の銀行口座から不審な引き出しがある。	はい・いいえ
高齢者の家や財産が無断で売却されたり、使用されたりしている。	はい・いいえ
高齢者の財産やお金に関する決定権が本人から奪われている。	はい・いいえ
高齢者が遺言や財産分与に関する情報を知らされていない様子が窺える。	はい・いいえ
年金や財産収入があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴えることがある。	はい・いいえ
経済的には困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。	はい・いいえ
資産の保有状況と衣食住当生活状況との落差が激しい状況がある。	はい・いいえ
預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴えることある。	はい・いいえ

別紙1（第4条関係）

4. 介護放棄（ネグレクト）	
十分な食事や水分を摂っていないか、または栄養失調の兆候がある。	はい・いいえ
居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。	はい・いいえ
寝具や衣服が汚れたまま過ごしていることが多くなっている。	はい・いいえ
身体からかなりの異臭がしている。	はい・いいえ
高齢者が十分な衣類を持っていない、または適切な季節の服を着ていない。	はい・いいえ
疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。	はい・いいえ

5. 性的虐待	
性的暴行や不適切な接触の痕跡がある。	はい・いいえ
性的暴行に関連する怪我や異常な症状を示している。	はい・いいえ
高齢者が不適切な言葉や行動にさらされている。	はい・いいえ
人目を避けるようになり、多くの時間を独りで過ごすことが増えている状況がみられている。	はい・いいえ
通常的生活行動に不自然な変化がみられるようになっている。	はい・いいえ

6. 高齢者の行動と兆候	
高齢者が通常とは異なる行動を示している。（突然の行動の変化、攻撃的な言動など）	はい・いいえ
高齢者が他の人との接触を避けるようになり、孤立している様子がある。	はい・いいえ
高齢者が説明できない恐怖心を抱いている様子がある。	はい・いいえ

7. 介護者の行動	
介護者が高齢者に対して暴言、威嚇、暴力的な態度が見受けられている。	はい・いいえ
介護者が高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見受けられている。	はい・いいえ
介護者が高齢者のプライバシーや尊厳を尊重していない様子がある。	はい・いいえ
介護者が高齢者の社会的接触を制限している様子が見受けられる。	はい・いいえ
高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしば見受けられる。	はい・いいえ
他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられている。	はい・いいえ
高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否することがある。	はい・いいえ
経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない様子が見られる。	はい・いいえ
保健、福祉の担当者と会うのを嫌う様になっている。	はい・いいえ

別紙1 (第4条関係)

8.セルフネグレクト(自己放任)	
昼間でも雨戸が常に閉められており、開ける様子がない。	はい・いいえ
電気・ガス・水道が止められていたり、新聞やテレビの受信料、家賃等の支払いが滞納している様子がある。	はい・いいえ
配食サービス等の食事が受け取られていない。手を付けた様子がない。	はい・いいえ
薬や届けられたものが放置されている。	はい・いいえ
ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になっている。	はい・いいえ
何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度が見受けられている。	はい・いいえ
室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭・虫が湧いている状態がみられている。	はい・いいえ

9.地域からのサイン	
自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえている。	はい・いいえ
庭や家屋の手入れがなされていない、または放置の様相(草が生い茂る・家屋等が破損したまま放置されている・ゴミが無造作に捨てられている)が見受けられている。	はい・いいえ
郵便受けや玄関先等に手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。	はい・いいえ
気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられている。	はい・いいえ
家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当などを頻繁に買っている。	はい・いいえ
近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。	はい・いいえ
高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿が見受けられている。	はい・いいえ

※(参考)「東京都高齢者虐待対応マニュアル」を参考に作成

★チェックリストの利用方法

このチェックリストを用いて、虐待の兆候を早期に発見しましょう。該当する項目が多い場合、速やかに上長への報告のほか、「座間市 長寿支援課」や「警察」に相談し、適切な対応を取ってください。

高齢者虐待は非常に深刻な問題です。疑わしい状況を見つけた場合、速やかに行動し、高齢者の安全と福祉を確保してください。